

## P T A規約

大阪市立開平小学校P T A

### 第1章 名称

- 第1条 1. 本会は、大阪市立開平小学校P T Aと称する。  
2. 本会は、事務所を大阪市立開平小学校（以下、「学校」という。）に置く。

### 第2章 目的

- 第2条 本会は、学校に在籍する児童の保護者（以下、「保護者」という。）と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

- 第3条 本会は、前条の目的を果たすために次の活動を行う。  
(1) 教育水準を高めるために会員の成人教育を盛んにする。  
(2) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の健全育成に努める。  
(3) 家庭と学校と社会における教育的環境の整備を図る。  
(4) 適当な法律上の手続きにより、公立学校に対する公費による適正な支持を確保することに協力する。  
(5) 学校の校区内における社会教育の振興を助ける。

### 第3章 方針

- 第4条 本会は、教育を主旨とする民主団体として、次の方針に基づいて活動する。  
(1) 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。  
(2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。  
(3) 本会又は本会役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。  
(4) 本会は、自主独立のものであって、他の団体から支配、統制又は干渉を受けない。  
(5) 学校の教育方針、教職員人事及び管理に一切干渉しない。

### 第4章 会員

- 第5条 本会の会員になることのできる者は次のとおりである。  
(1) 保護者  
(2) 学校の校長及び教職員  
(3) 本会の趣旨に賛同するもので、実行委員会の承認を得た者
- 第6条 1. 本会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。  
2. 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。  
3. 本会への入退会は任意である。会費口数申込みをもって入会の意思を示したとする。

## 第5章 経理

- 第7条 本会の経理は、会費、事業収入及び自発的な寄付金によって支弁される。
- 第8条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、会計年度終了後から総会で予算が議決されるまでの暫定予算は、支障のない限り前年度の例による。
- 第9条 本会の資産は、第2章にあげた以外の目的のために支出又は使用してはならない。
- 第10条 本会の一会計年度における会費は、児童の家庭単位で1口につき月額100円とし、最低口数3口とする。
- 第11条 本会の経理は、会計監査を経た上で、その結果を会員に報告されなければならない。
- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第13条 本会の経理については、別に会計規則を定めることができる。

## 第6章 役員とその任務

- 第14条 1. 本会の役員は、次のとおりである。
- |             |      |              |
|-------------|------|--------------|
| (1) 会長      | 1名   | 保護者          |
| (2) 副会長     | 2名以上 | 保護者（男女各1名以上） |
| (3) 書記      | 1名以上 | 保護者又は教職員     |
| (4) 会計      | 1名以上 | 保護者          |
| (5) 会計監査委員長 | 1名   | 保護者          |
2. 役員は、男女いずれか一方に偏してはならない。
3. 役員は、他の役員又は会計監査委員を兼ねることができない。
- 第15条 会長は、次の職務を行う。
- (1) 本会を代表して職務を行い、会務の運営を統括する。
  - (2) 総会及び実行委員会を招集し、会議の議長となる。
  - (3) 他の役員及び校長の意見を聞いて、常置委員会及び特別委員会の委員長を任命する。
  - (4) 実行委員会の承認を経て、常置委員会及び特別委員会の委員を任命する。
  - (5) 各委員会（会計監査委員会を除く。）に出席して意見を述べることができる。
  - (6) 本会の資産を管理する。
  - (7) 本会の会員の個人情報を管理する。
- 第16条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第17条 書記は、次の職務を行う。
- (1) 総会及び実行委員会の議事並びに本会の活動に関する重要事項を記録する。
  - (2) 記録、通信その他の書類を保管する。
  - (3) 本会の庶務を行う。
- 第18条 会計は、次の職務を行う。
- (1) 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。

- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受けて、会員に報告する。

## 第7章 会計監査委員会

- 第19条 本会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。
- 第20条 1. 会計監査委員会には、委員長及び委員（2名以上）を置く。  
2. 会計監査委員は、会計監査委員長が選任する。
- 第21条 会計監査委員長は、その年度の会計監査の結果を全会員に報告する。
- 第22条 会計監査委員の任期は1年とする。

## 第8章 役員の資格とその選挙

- 第23条 本会の目的及び方針について十分な理解をもっている会員で公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員に選挙されることができる。
- 第24条 役員の選挙及び就任は、次のとおり行われる。
- (1) 7名以上の委員からなる役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という。）を次の方によって作る。
    - ア 保護者の中から5名以上の指名委員を選出する。
    - イ 教職員の中から2名以上の指名委員を選出する。
    - ウ 指名委員の中から指名委員長（1名）を選出する。
    - エ 指名委員会の事務手続は、役員が行う。
  - (2) 指名委員は、役員候補者になることはできない。
  - (3) 指名委員会は、各役員別に候補者を挙げ、役員選挙の少なくとも7日前までに全会員に知らせる。
  - (4) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合、その指名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
  - (5) 選挙を行う総会において、前号の候補者以外の会員が立候補をなすことができる。ただし、立候補をする会員は、総会の2日前までに指名委員会に届け出なければならない。
  - (6) 役員は、4月の総会において出席した会員の無記名投票により多数決で選挙される。ただし、候補者の数と選挙される役員の数が等しいときには、総会議長の判断により選挙を省略して信任を決することができる。
  - (7) 役員は、5月1日より就任する。
  - (8) 指名委員会は、次期役員の就任により、解散する。
- 第25条 1. 役員の任期は5月1日から翌年4月30日までの1年とする。  
2. 同じ役員の職については1回に限り再選を妨げない。
- 第26条 1. 会長に欠員を生じたときは、副会長を充てる。任期は前任者の残任期間とする。  
2. 会長以外の役員に欠員を生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第27条 年度途中に就任した場合、当該在任期間は任期に算入しない。

## 第9章 総会

- 第28条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
- 第29条 総会の定足数は、全会員の5分の1とする。決議は、出席者の過半数の同意を要する。
- 第30条 実行委員会が必要と認めたとき、又は全会員の3分の1以上の要求があつたときは、会長は総会を招集する。
- 第31条 総会は、年2回以上開催する。
- 第32条 本会の年間事業計画及び予算の審議決定並びに決算報告は、総会で行う。

## 第10章 実行委員会

- 第33条 実行委員会は、本会の役員、各常置委員会の委員長、副委員長、校長、教頭及び教務主任をもって構成される。
- 第34条 実行委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
  - (2) 総会に提出する議案を調整する。
  - (3) 各常置委員会で立案された事業計画を審議検討する。
  - (4) 必要あるときは、特別委員会を設けるとともに、特別委員会で立案された事業計画を審議検討する。
  - (5) その他、この規約及び総会の決議に従つて本会の事務を処理する。
- 第35条 1. 実行委員会は、2箇月に1回以上定例会を開催する。ただし、実行委員会での決議により変更することができる。
2. 実行委員会の定足数は、委員数の2分の1とする。決議は、出席者の過半数の同意を要する。

## 第11章 常置委員会及び特別委員会

- 第36条 本会の活動に必要な事項について、調査研究、立案及び実施するために次の常置委員会を置く。
- (1) 人権啓発活動委員会
  - (2) 広報委員会
  - (3) 保健体育委員会
  - (4) 給食委員会
  - (5) 校外指導委員会
  - (6) 教育推進・学級委員会
  - (7) 開平委員会
- 第37条 人権啓発活動委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 同和問題をはじめとした人権問題の学習会を開き、会員の人権意識の昂揚を図る。
  - (2) 人権問題学習会等に参加し、広く会員への啓発活動に努める。
- 第38条 広報委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 会員に対し、情報を伝達する。
  - (2) 地域社会に対し、本会の認識と理解を深め進んで協力を得るよう努

める。

- (3) 本会と同じ目的を持つ団体又は機関との連絡を図る。

第 39 条 保健体育委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 会員の保健衛生に対する理解を深める。

- (2) 学校の保健事業に協力する。

- (3) 学校の体育事業に協力し、児童の健康増進に努める。

第 40 条 給食委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 学校給食が十分な効果を上げるように協力する。

- (2) 家庭の食生活の改善につくす。

第 41 条 校外指導委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 児童の家庭生活及び社会生活の健全育成に努める。

- (2) 地域内の関係団体及び機関並びにそれらの活動に協力する。

- (3) 児童の交通安全を図る。

第 42 条 教育推進・学級委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 教育水準を高めるために、会員を対象とした成人教育講座を開く。

- (2) 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。

- (3) 児童の福祉と安全について、学校に協力する。

- (4) 会員及び地域社会の文化向上及び環境の改善に努める。

- (5) その学級の会員が、会員としての義務と権利を全うするように努める。

- (6) 教職員と保護者及び会員相互の連絡と親睦を図る。

第 43 条 開平委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 地域との連携を通じ、地域との交流を深める。

- (2) 学校と地域のかけはしとなり、P T A 行事に協力する。

第 44 条 各常置委員会の委員長、副委員長及び委員の選出及び任命は、次のとおり行われる。

- (1) 会員から各学年単位で学年代表（2名以上）を選出する。

- (2) 各学年代表及び役員の意見を聞いた上で、会長が各学年代表の担当する常置委員会を決める。

- (3) 各学年代表、役員及び校長の意見を聞いた上で、会長が各学年代表から各常置委員会の委員長（1名）及び副委員長（1名以上）を任命する。

- (4) 会員及び役員の意見を聞いた上で、委員長の承認を得て、会長が会員を各常置委員会の委員に任命する。

- (5) 各常置委員会の委員は、他の常置委員会の委員を兼ねることはできない。

- (6) 会長は、各常置委員会の委員長及び副委員長の意見を聞いた上で、各常置委員会を担当する役員を任命する。

第 45 条 特別委員会の設置並びに委員長、副委員長及び委員役員の任命等については、次のとおり行われる。

- (1) 実行委員会は、本会の特定の目的を遂行するために必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

- (2) 特別委員会の委員は会員から選出し、実行委員会の承認を経て、会長が任命する。

- (3) 特別委員会の委員長（1名）及び副委員長（1名以上）は、同委員会、役員及び校長の意見を聞いた上で、会長が任命する。

- (4) 特別委員会の委員長は、必要あるときは、実行委員会に出席して意

見を述べることができる。

(5) 特別委員会は、その任務の終了により、解散する。

第 46 条 1. 各常置委員会及び特別委員会において、委員長、副委員長及び委員の任期は 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 1 年とする。

2. 委員の再任はこれを妨げない。

3. 委員長及び副委員長は、実行委員会の承認を経てさらに 1 年間再任することができる。

第 47 条 校長、教頭及び教務主任は、各常置委員会又は特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第 48 条 各常置委員会及び特別委員会は、その事業計画について実行委員会に諮らねばならない。

## 第 12 章 個人情報の取扱い

第 49 条 本会は、個人情報を会員への連絡、文書等の送付、名簿作成等のために利用する。また、取得した会員の個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の取得、利用及び管理については個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に運用する。

## 第 13 章 附則

第 50 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については実行委員会がこれを定める。

第 51 条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は総会の少なくとも 1 週間前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

第 52 条 この規約は平成 10 年 4 月 22 日より施行する。

この規約は平成 13 年 5 月 23 日より施行する。

この規約は平成 15 年 5 月 28 日より施行する。

この規約は平成 28 年 4 月 22 日より施行する。

この規約は平成 29 年 4 月 21 日より施行する。

この規約は平成 30 年 5 月 19 日より施行する。

この規約は平成 31 年 4 月 26 日より施行する。

この規約は令和 2 年 4 月 25 日より施行する。

平成 2 年 4 月 1 日制定

平成 10 年 4 月 22 日改正

平成 13 年 5 月 23 日改正

平成 15 年 5 月 28 日改正

平成 28 年 4 月 22 日改正

平成 29 年 4 月 21 日改正

平成 30 年 5 月 19 日改正

平成 31 年 4 月 26 日改正

令和 2 年 4 月 25 日改正